



## 卷頭言

# 教育機関の著作権等について

江波 謙子

昨年の初夏、これまでの研究人生の総まとめとして、私は保育の幼児理解に関する書物をあえて一般書として出版しようと決意した。出版社との最終の取り交わしの段階になつて、著作権等の問題が提起された。なるほど、今回の私の本は、過去三十年以上にわたり教室で得た学生の幼児期のエピソード記録と幼稚園児が描いた絵を中心としたものだった。

著作権や肖像権についての問題に私が具体的に出くわしたのは、一九九三年のことである。かつて私はアメリカ留学中に大学附属ナーサリースクールで働いていたので、懐かしくかの地を訪れた時だった。留学時は、日本に持ち帰るために保育中に写真をパチパチと撮っていたので、往時とすっかり様変わりした保育室を撮ろうとカメラのシャッ

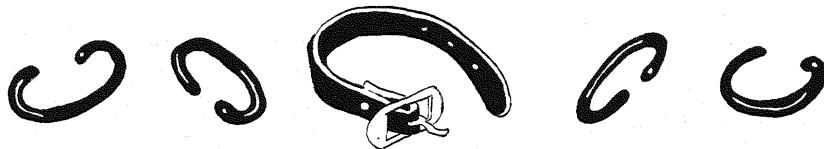
ターを押そうとした途端「ノー！」という大きな声で止められたのである。

さて、出版社の言うことは尤もだが、過去三十年間の卒業生から許諾をとる作業が可能なのか？私は頭を抱えた。「多分無理でしょう」と若い社員に即答した。そのまま原稿は部屋の隅の段ボール箱の中で眠ってしまった。八月になると、私はいつしか許諾を得る作業に取りかかっていた。黄ばんだわら半紙に書かれている番号と名前をたよりに、同窓会の名簿とつきあわせ、住所と電話番号のリストを作つていった。私は心を込めて彼らに手紙を書いた。何故今、自分がこのような事を思い立つたのか。彼らが授業中に書いてくれた貴重なエピソード記録を私が散文形式に直した文をそえて、書物掲載の許諾をお願いした（ここで同一性保持権は消滅）。同意してくれるか本当にどきどきしたが、しばらくして続々と熱いメッセージと共に「掲載してもよい」というところに丸をつけた返信の葉書が到着した。一人を除いてすべて許諾を貰つた。ところが私が最も掲載したい内容の一つを提供してくれた人が、小さな薄い字で「申し訳ございません」と「掲載して欲しくない」に丸をつけてきた。私は落胆したが、これは本人の意志を尊重する以外ないので諦めることにした。しかしそのエピソードの内容は実に美しく、はかなく、心搖さぶられる内容だったので、せめて私にだけでもこんなに美しい子どもの心があるということを教えてくれてありがとうと彼女に手紙で伝えた。ある夜、三〇〇キロメートル離れた場所に住む彼女から電話がかかってきた。協力できないけれど私が十五年もの間、彼女が書いた想い出話を覚えていてくれてありがとうということだつ



た。第三者から見たら本当にすばらしい、誇るべき経験なのに、彼女にとつてはあまりにせつなく、哀しく心の奥底に生涯しまっておきたかったのだという。私は、教師という立場で学生の心の中を覗かせて貰つたことに忸怩たる想いであつたが、彼女の想い出の中の小さな女の子に私も出会えて本当に幸せだつたと伝えた。今は亡きその女の子は、彼女の心の中に三十年生き続け、私の中には十五年生き続けていると話し、お互い目の前にいるかのごとく涙ぐみながら電話を終えようとしたその瞬間、彼女が「先生、どうぞ載せて下さい。ゆきちゃん（想い出の中の亡くなつた女の子）も喜ぶでしょう」と言つてくれたのだ。私は又しても圧力をかけてしまつたかと困惑した。そしてもう一度静かに彼女の気持ちを確認した。彼女の心は揺るがなかつた。今やつと心の奥底の悲しみを出せる時が来たという。私は思いがけない事態の変化にうれしかつたが、「これでよいのか」と深く考え込んでしまつた。

さて次は、附属幼稚園の子どものスケッチブックの絵である。幸い大学内に著作権等に詳しい教授がいて俄勉強をすると、子どもの描いたどんな絵でも、著作権はその子どもにあるという。真似したら別の問題が持ち上がるのだそうだ。掲載の許諾は子どもと保護者から貰わなければならない。私は前年度の子どもたちのスケッチブックから、園の許可を得て百枚もコピーしていた。何とか方法はないかと考えるうち、卒園生は同窓会の時に、在園生は保育終了時に、遊戯室にコピーを貼り、自分のものを探してもらうことにした。もちろん作品のなかには迷子もあつたが、卒園児は自分の絵がすぐ分かつ



た。子どもも保護者も喜んで協力してくれたが、私は保護者に尋ねてみた。「仮にお知らせしないで使わせて頂いたらいかが?」と。「ひとつこと言つていただいたほうがいいです」との応えだった。こうしてようやく晴れて出版の運びとなつたのである。

今、私の大学では、学内で著作権等に関する研修会が始まつた。専門家から先端の話を聞くと、首を絞められるような厳しい事態も想定してしまつ。教育・心理・福祉・保育の世界では大人（教師）と子どもの間の信頼関係（誤ると上下関係）のもとにいとも簡単に他人の人生を知りうる立場がある。細心の配慮が必要と心を引き締める一方、この度の経験で、私は保育の本質を再学習したような気持ちになつた。それはこれから私たちが向かおうとしている訴訟社会は、難しい問題を孕んではいるが、一人ひとりが大切に守られる方向なのだと。保育の根本は、相手の気持ちや人格を十分に尊重することにある。幼な子の心は大人に優るとも劣らず人間的で、彼らはその心をもちつつ成長していくことを私達は知つてゐる。だからこそ、彼らの存在を尊重しつつ人間関係を結んでいかなければならぬ。むしろお金が絡まないが故に訴訟もせず、先生という暴力（芹沢俊介氏の表現を借りると）に屈して、心傷ついている子どものないよう願わずにいられない。なぜなら、他者から命（心）を委ねられて私達の仕事は成り立つてゐるのだから。

（常磐短期大学）